【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月14日
【四半期会計期間】	第113期第２四半期（自　平成25年７月１日　至　平成25年９月30日）
【会社名】	株式会社グローベルス
【英訳名】	GRO-BELS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　カーティス・フリーズ
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03（3470）8411（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務　　田端　正人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号
【電話番号】	03（3470）8411（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役常務　　田端　正人
【縦覧に供する場所】	株式会社グローベルス横浜支店 （神奈川県横浜市西区平沼一丁目３番13号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第112期 第２四半期 連結累計期間	第113期 第２四半期 連結累計期間	第112期
会計期間		自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日	自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日	自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日
売上高	（千円）	4,244,711	3,629,491	10,915,042
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△212,169	△117,448	162,088
四半期純損失（△）又は当期純利益	（千円）	△209,620	△128,838	188,498
四半期包括利益又は包括利益	（千円）	△209,620	△128,322	189,492
純資産額	（千円）	3,603,470	5,984,929	4,002,562
総資産額	（千円）	9,553,499	13,597,710	9,292,501
１株当たり四半期純損失金額（△）又は１株当たり当期純利益金額	（円）	△3.17	△1.67	2.85
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	―	―	―
自己資本比率	（%）	37.7	41.1	43.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△709,073	△572,952	955,307
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	11,935	72,276	△111,205
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	623,316	1,386,673	△138,351
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高	（千円）	1,087,812	2,753,381	1,867,383

回次		第112期 第２四半期 連結会計期間	第113期 第２四半期 連結会計期間
会計期間		自　平成24年７月１日 至　平成24年９月30日	自　平成25年７月１日 至　平成25年９月30日
１株当たり四半期純損失金額（△）	（円）	△1.09	△0.81

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含んでおりません。
３．第112期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
４．第112期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、１株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５．第113期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

２【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社は、当社を株式交換完全親会社とし、当社の「その他の関係会社」である株式会社プロスペクトを株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、同社およびその子会社５社を当社の子会社といたしました。

当該子会社の増加に伴い新たなセグメント情報の区分として「アセットマネジメント事業」を追加しております。

なお、上記以外の当社グループの事業内容について重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第２四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出が持ち直し傾向にあり、政府による各種経済対策および金融政策への期待感を背景に円高の是正や株式市場の回復などにより、緩やかな景気回復の動きが見られました。

しかしながら、海外景気の下振れにより国内景気が下押しされるリスクや平成26年４月に予定されている消費税増税の影響などにより、消費の先行きについては依然として不透明な状況にあります。

このような事業環境のもと、当社グループにおきましては、平成25年８月に株式会社プロスペクトを完全子会社化したことにより、アセットマネジメント事業を開始し、新たな報告セグメントとして「アセットマネジメント事業」が加わりました。

主力の首都圏分譲マンション市場におきましては、各種の住宅取得促進策を背景に、継続的な低金利効果や住宅ローン減税の拡充などにより、新規販売戸数は堅調に推移しており、９月には新規物件２棟の竣工・引渡しを行いました。

以上の結果、当第２四半期連結累計期間における売上高は36億29百万円（前年同四半期は42億44百万円）、営業損失は１億17百万円（前年同四半期は１億20百万円）、経常損失は１億17百万円（前年同四半期は２億12百万円）、四半期純損失は１億28百万円（前年同四半期は２億９百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①不動産販売事業　マンション分譲

マンション分譲事業は当社グループの主力事業であり、主に首都圏にて一般顧客向けにマンションを販売しております。

販売状況につきましては、当第２四半期連結累計期間において151戸、56億70百万円の新規契約（前年同四半期は165戸、55億19百万円）を行うとともに、79戸を引渡し、売上高は26億35百万円、セグメント利益（営業利益）は67百万円を計上しております（前年同四半期は118戸、42億27百万円、69百万円のセグメント利益（営業利益））。

この結果、当第２四半期連結会計期間末における契約済未引渡残高は83戸、34億34百万円（前年同四半期は55戸、17億20百万円）であり、未契約完成商品の残高は105戸、34億７百万円（前年同四半期は39戸、15億86百万円）となっております。

また、第３四半期連結会計期間以降に竣工する商品準備高として301戸、116億71百万円（販売開始商品123戸、うち72戸は契約済）を確保しております（前年同四半期は531戸、190億55百万円（販売開始商品127戸うち40戸は契約済））。

②不動産販売事業　土地建物

当社グループは、マンション分譲事業を主力事業としておりますが、宅地および戸建住宅の販売や建物の一棟販売も行っております。

なお、当第２四半期連結累計期間においては、契約実績および販売実績はありません（前年同四半期も実績なし）。

③不動産販売事業　注文住宅

前第３四半期連結会計期間より、当社グループは、山形県を主な事業エリアとした注文住宅事業を開始しております。

当第２四半期連結累計期間においては、32棟、10億45百万円の新規契約を行うとともに、25棟を引渡し、売上高は９億77百万円、セグメント利益（営業利益）は42百万円を計上しております。（リフォーム等を含む。）

④アセットマネジメント事業

当第２四半期連結会計期間において株式会社プロスペクトの全株式を取得したことにより、当社グループは、アセットマネジメント事業を開始いたしました。

なお、当第２四半期連結累計期間においては、アセットマネジメント事業における営業実績はありません。

⑤その他

その他につきましては、不動産賃貸事業が主であり、首都圏および近畿圏にて当社グループが所有しているマンション等を、一般顧客向けに賃貸しております。当事業につきましては、主力のマンション分譲事業への経営資源の集中を図るため、段階的に整理・縮小する基本方針を決定したことに伴い、最適売却条件を探りつつ適時売却処分を進めております。

なお、当第２四半期連結累計期間においては、16百万円の売上高、９百万円のセグメント利益（営業利益）を計上しております（前年同四半期は17百万円の売上高、11百万円のセグメント利益（営業利益））。

(2) 財政状態の分析

当第２四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ43億５百万円増加して135億97百万円となりました。これは、株式会社プロスペクトを子会社化したことによる現金及び預金の増加や、のれんの計上、また、マンション分譲事業におけるたな卸資産の増加等によるものであります。

当第２四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ23億22百万円増加して76億12百万円となりました。これは、マンション分譲事業におけるプロジェクト資金等の新規調達による借入金の増加や、社債の発行等によるものであります。

当第２四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ19億82百万円増加して59億84百万円となりました。これは、株式会社プロスペクトとの株式交換に伴う新株の発行等により資本金が増加したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第２四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、資金という。）は、27億53百万円となりました。

当第２四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金は、５億72百万円の減少となりました（前年同四半期は７億９百万円の減少）。これは、新規仕入等によりたな卸資産が11億65百万円増加したこと、ならびに税金等調整前四半期純損失１億23百万円を計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金は、72百万円の増加となりました（前年同四半期は11百万円の増加）。これは、投資有価証券の取得や出資金の払込２億円、収益物件等の有形固定資産の取得１億90百万円があったものの、株式会社プロスペクトを子会社化したことにより４億16百万円の収入があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金は、13億86百万円の増加となりました（前年同四半期は６億23百万円の増加）。これは、事業資金等として28億65百万円の新規借入れを行った一方、竣工および引渡しに伴い既存の借入金21億21百万円を返済したこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

①連結会社の状況

当第２四半期連結累計期間において、当社グループの従業員数は、株式会社プロスペクトの子会社化に伴い、アセットマネジメント事業において８名増加しております。

②提出会社の状況

当第２四半期累計期間において、提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(7) 契約及び販売の実績

当第２四半期連結累計期間において、契約および販売実績の著しい変動はありません。

(8) 主要な設備

当第２四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動および主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	268,000,000
計	268,000,000

②【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数（株）（平成25年９月30日）	提出日現在発行数（株）（平成25年11月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	99,199,393	99,199,393	東京証券取引所（市場第二部）	単元株式数は1,000株であります。
計	99,199,393	99,199,393	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①当第２四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年５月29日
新株予約権の数（個）	9,307,523
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,307,523
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり61
新株予約権の行使期間	自　平成25年８月１日 至　平成33年１月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額　（注）４ 資本組入額　（注）４
新株予約権の行使の条件	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）６
代用払込みに関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）７

（注）１.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、本株式交換の効力発生日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株主無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める範囲で付与株式数の調整を行う。なお、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権１個当たりの行使に際して出資される価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

３．新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

② 各本新株予約権の１個当たりの一部行使はできない。

③ 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による本新株予約権の相続はできないものとする。

④ 本新株予約権の質入れその他一切の処分はできないものとする。

⑤ その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

４.新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

５．新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、会社法第273条の規定に従い当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

６．新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

７．組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、上記5．により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記2．に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。
⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4．に準じて決定する。
⑦ 新株予約権の行使の条件
上記3．に準じて決定する。
⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
⑨ 新株予約権の取得の条件
上記5.に準じて決定する。

8．新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9．新株予約権の割当日
本株式交換の効力発生日とする。

10．新株予約権証券を発行する場合の取扱い
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

②当第２四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年８月９日
新株予約権の数（個）	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,982,142
新株予約権の行使時の払込金額（円）	615,000,000
新株予約権の行使期間	自　平成26年１月１日 至　平成30年８月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額　615,000,000 資本組入額　307,500,000
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）２
代用払込みに関する事項	（注）１
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１.(1) 転換価額
本新株予約権の目的として、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し 又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当該発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「目的株式数」という。）の算定に用いられる1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は、当初56円とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
② 目的株式数は、行使に係る新株予約権を付した本社債（以下「代用社債」という。）に係る払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。

③ 本新株予約権の同一の新株予約権者が、同時に2個以上の本新株予約権を行使する場合の1株未満の端数の処理は、同時に行使される本新株予約権を通算してこれを行う。

④ 本新株予約権の行使により1株未満の端数を生じた場合、当該端数を切り捨て、現金による精算は行わない。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

① 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、代用社債とする。

② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資価額」という。）は、代用社債の払込金額と同額とし、目的株式数1株当たりの出資価額は、出資価額を目的株式数で除した価額とする。

③ 本新株予約権を行使したときは、出資価額又は転換価額にかかわらず、100円につき100円の割合をもって当社に対する代用社債の交付がなされ、かかる交付をもって本新株予約権の行使に際して出資される財産の出資がなされたものとみなす。この場合、当該行使により当社に交付された代用社債は、当該行使の効力発生と同時に消滅する。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間

① 本社債権者は、2014年1月1日から償還日の前日（当該前日が銀行休業日にあたるときは、その直前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

② 第25項に従い期限の利益を喪失した場合、上記(a)にかかわらず、期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することができない。

③ 事由の如何を問わず、本社債権者は、償還日以降、本新株予約権の行使を請求することができない。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において、増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する額（計算の結果１円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。）とし、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(6) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

(7) 行使請求等

① 本社債の行使請求受付事務は、第20項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

② 行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、第(4)号の行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

③ 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

④ 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

⑤ 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対して、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

２．本社債の譲渡

(1) 本社債は、社債券の引渡しにより譲渡することができる。

(2) 本社債は会社法第254条第2項及び第3項の定めにより、本社債と本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

(3) 譲受人は、本社債を譲り受けた旨を当社に通知し、氏名及び住所を社債原簿及び新株予約権原簿に記載するための手続きをとらなければ、本要項に基づく社債権者としての権利を当社に対して主張できない。

３．組織再編時における新株予約権の交付

(1) 当社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の効力発生日において、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、かつ、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、当該承継された本社債（以下「承継社債」という。）に付される承継新株予約権として、以下に掲げる内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、本新株予約権者が有する本新株予約権は消滅する。

① 交付する承継新株予約権の数

効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。

② 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式

③ 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数

効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるであろう経済的価値と同等の経済価値を得ららられるように、承継社債の転換価額を定める。

④ その他

上記のほか、承継新株予約権に関する内容は、本要項に定める内容と同一又はこれに準じたものとする。

(2) 本項において「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を承継し、かつ、本新株予約権に代えて当該承継された本社債に付される新たな新株予約権を交付する場合に 限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に承継されるものをいう。

４．本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ、本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られれる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成25年８月１日（注）	32,199,393	99,199,393	917,682	2,057,682	776,047	916,047

（注）　株式会社プロスペクトを完全子会社とする株式交換による増加であります。

（６）【大株主の状況】

平成25年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
プロスペクト　アブソルート　リターン（ジャパン）エルエルシー （常任代理人　立花証券株式会社）	２７１１　ＣＥＮＴＥＲＶＩＬＬＥ　ＲＯＡＤ，ＳＵＩＴＥ　４００，ＷＩＬＭＩＮＧＴＯＮ，ＤＥＬＡＷＡＲＥ　１９８０８　ＵＳＡ （東京都中央区日本橋小網町７番２号）	16,158	16.28
ＣＧＭＬ－ＩＰＢ　ＣＵＳＴＯＭＥＲ　ＣＯＬＬＡＴＥＲＡＬ　ＡＣＣＯＵＮＴ （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	ＣＩＴＩＧＲＯＵＰ　ＣＥＮＴＲＥ，ＣＡＮＡＤＡ　ＳＱＵＡＲＥ，ＣＡＮＡＲＹ　ＷＨＡＲＦ，ＬＯＮＤＯＮ　Ｅ１４　５ＬＢ （東京都品川区東品川二丁目３番14号）	9,903	9.98
メロン　バンク　トリーティー　クライアンツ　オムニバス （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ＯＮＥ　ＢＯＳＴＯＮ　ＰＬＡＣＥ　ＢＯＳＴＯＮ，ＭＡ　０２１０８ （東京都中央区月島四丁目16番13号）	6,925	6.98
プロスペクト　ジャパン　ファンド　リミテッド （常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部）	ＴＲＡＦＡＬＧＡＲ　ＣＯＵＲＴ，ＬＥＳ　ＢＡＮＱＵＥＳ，ＳＴ．　ＰＥＴＥＲ　ＰＯＲＴ，ＧＵＥＲＮＳＥＹ　ＣＨＡＮＮＥＬ　ＩＳＬＡＮＤＳ，Ｕ．Ｋ． （東京都中央区日本橋三丁目11番１号）	6,590	6.64
オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目４番１号	3,400	3.42
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	2,213	2.23
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	1,289	1.29
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,146	1.15
ダニエル　カリガン	東京都港区	1,000	1.00
ＲＢＣ　ＩＳＴ　ＬＯＮＤＯＮ－ＣＬＩＥＮＴＳ　ＡＣＣＯＵＮＴ （常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	７ＴＨ　ＦＬＯＯＲ，１５５　ＷＥＬＬＩＮＧＴＯＮ　ＳＴＲＥＥＴ　ＷＥＳＴ　ＴＯＲＯＮＴＯ，ＯＮＴＡＲＩＯ，ＣＡＮＡＤＡ，Ｍ５Ｖ　３Ｌ３ （東京都東品川二丁目３番14号）	1,000	1.00
計	－	49,624	50.02

（注）プロスペクト・アセット・マネージメント・インクから平成25年10月17日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成25年10月11日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として第２四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
プロスペクト・アセット・マネージメント・インク	410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A.	25,632	23.26

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,000	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 99,123,000	99,123	―
単元未満株式	普通株式 75,393	―	―
発行済株式総数	99,199,393	―	―
総株主の議決権	―	99,123	―

（注）１．「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株（議決権１個）および証券保管振替機構名義の株式が11,000株（議決権11個）含まれております。

２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式90株が含まれております。

②【自己株式等】

平成25年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社グローベルス	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号	1,000	94,000	95,000	0.10
計	―	1,000	94,000	95,000	0.10

（注） 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株（議決権１個）あります。

なお、当該株式は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式の中に含めております。

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役常務 管理部門担当	取締役執行役員 管理部門担当	田端　正人	平成25年９月13日

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間（平成25年７月１日から平成25年９月30日まで）および第２四半期連結累計期間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成25年３月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成25年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,867,383	2,759,381
受取手形及び売掛金	42,850	77,108
完成工事未収入金	324	6,057
未収投資顧問料	―	39,121
有価証券	―	228,998
販売用不動産	2,445,571	3,232,216
仕掛販売用不動産	3,520,090	3,823,037
開発用不動産	5,143	5
未成工事支出金	171,658	299,097
原材料及び貯蔵品	6,442	13,289
商品	2,379	2,027
繰延税金資産	54,806	59,546
その他	269,851	378,438
貸倒引当金	△3,418	△2,186
流動資産合計	8,383,082	10,916,139
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	242,967	249,421
車両運搬具（純額）	6,124	4,361
工具、器具及び備品（純額）	3,620	19,549
土地	187,264	314,877
リース資産（純額）	8,348	7,695
有形固定資産合計	448,324	595,906
無形固定資産		
のれん	205,945	1,635,099
ソフトウエア	2,821	20,027
その他	94	255
無形固定資産合計	208,861	1,655,382
投資その他の資産		
投資有価証券	58,064	107,419
繰延税金資産	88,400	82,300
その他	110,814	243,884
貸倒引当金	△5,046	△3,321
投資その他の資産合計	252,232	430,282
固定資産合計	909,418	2,681,571
資産合計	9,292,501	13,597,710

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）	当第２四半期連結会計期間 （平成25年９月30日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	249,513	357,724
工事未払金	201,555	422,880
短期借入金	766,420	136,991
1年内返済予定の長期借入金	2,076,000	4,030,160
1年内償還予定の社債	－	20,000
未払法人税等	15,306	30,151
未成工事受入金	141,543	331,158
賞与引当金	33,367	43,763
完成工事補償引当金	4,939	6,792
繰延税金負債	39,100	39,199
その他	286,994	553,048
流動負債合計	3,814,739	5,971,870
固定負債		
長期借入金	1,288,500	715,000
社債	－	695,000
退職給付引当金	106,039	125,270
役員退職慰労引当金	49,035	43,052
繰延税金負債	2,487	2,624
資産除去債務	14,536	14,557
その他	14,600	45,404
固定負債合計	1,475,199	1,640,910
負債合計	5,289,938	7,612,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,140,000	2,057,682
資本剰余金	2,547,956	3,324,003
利益剰余金	405,469	210,497
自己株式	△91,857	△5,301
株主資本合計	4,001,567	5,586,882
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	994	1,510
その他の包括利益累計額合計	994	1,510
新株予約権	－	202,844
少数株主持分	－	193,691
純資産合計	4,002,562	5,984,929
負債純資産合計	9,292,501	13,597,710

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
売上高	4,244,711	3,629,491
売上原価	3,712,043	2,942,355
売上総利益	532,668	687,135
販売費及び一般管理費	※1　653,067	※1　805,100
営業損失（△）	△120,399	△117,964
営業外収益		
受取利息及び配当金	162	39,342
受取事務手数料	4,600	900
違約金収入	2,500	4,900
販売費用戻り高	2,439	64
貸倒引当金戻入額	―	3,003
その他	2,978	20,035
営業外収益合計	12,680	68,245
営業外費用		
支払利息	80,137	48,846
借入手数料	21,639	6,150
その他	2,675	12,732
営業外費用合計	104,451	67,730
経常損失（△）	△212,169	△117,448
特別利益		
固定資産売却益	1,325	1,805
役員退職慰労引当金戻入額	―	780
特別利益合計	1,325	2,585
特別損失		
固定資産売却損	864	761
固定資産除却損	―	2,654
減損損失	506	5,436
特別損失合計	1,371	8,852
税金等調整前四半期純損失（△）	△212,215	△123,716
法人税、住民税及び事業税	2,505	4,024
法人税等調整額	△5,100	1,097
法人税等合計	△2,595	5,122
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△209,620	△128,838
四半期純損失（△）	△209,620	△128,838

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△209,620	△128,838
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	－	515
その他の包括利益合計	－	515
四半期包括利益	△209,620	△128,322
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△209,620	△128,322
少数株主に係る四半期包括利益	－	－

（３）【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失（△）	△212,215	△123,716
減価償却費	3,976	18,424
のれん償却額	－	22,065
社債発行費	－	6,449
減損損失	506	5,436
貸倒引当金の増減額（△は減少）	122	△2,966
賞与引当金の増減額（△は減少）	737	10,396
完成工事補償引当金の増減額（△は減少）	－	1,852
退職給付引当金の増減額（△は減少）	9,697	12,234
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	5,500	△30,301
受取利息及び受取配当金	△162	△39,342
支払利息	80,137	48,846
為替差損益（△は益）	－	1,590
固定資産売却損益（△は益）	△461	△1,044
売上債権の増減額（△は増加）	11,418	△39,781
前受金の増減額（△は減少）	69,810	512,503
たな卸資産の増減額（△は増加）	△599,203	△1,165,316
仕入債務の増減額（△は減少）	105,598	329,537
前払費用の増減額（△は増加）	△121,151	△58,492
未収入金の増減額（△は増加）	96,100	22,879
リース資産減損勘定取崩額	△1,160	△38
その他	△72,526	△84,975
小計	△623,273	△553,756
利息及び配当金の受取額	133	39,312
利息の支払額	△80,802	△52,819
法人税等の支払額	△5,130	△5,688
営業活動によるキャッシュ・フロー	△709,073	△572,952
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,224	△190,020
有形固定資産の売却による収入	8,476	23,087
無形固定資産の取得による支出	－	△17,618
投資有価証券の取得による支出	△2,000	△100,000
投資有価証券の償還による収入	－	41,550
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	－	416,003
出資金の払込による支出	－	△100,340
出資金の回収による収入	8,400	－
貸付けによる支出	－	△700
貸付金の回収による収入	283	314
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,935	72,276

（単位：千円）

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,539,000	－
短期借入金の返済による支出	△1,837,450	△636,845
長期借入れによる収入	2,220,000	2,865,160
長期借入金の返済による支出	△1,227,784	△1,484,500
社債の発行による収入	－	708,550
自己株式の取得による支出	△14	△71
リース債務の返済による支出	△5,781	△921
配当金の支払額	△64,652	△64,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	623,316	1,386,673
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△73,821	885,997
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,633	1,867,383
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1　1,087,812	※1　2,753,381

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第２四半期連結会計期間において、株式会社プロスペクトは株式交換により当社の完全子会社となりました。その結果、同社の子会社であるプロスペクト・アセット・マネージメント・インク、プロスペクト・アセット・マネージメント（チャネル・アイランド）リミテッド、およびシェアホルダーズ・コンセンサス・ファンド・エルピー他２社は当社の連結子会社となりました。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（四半期連結貸借対照表関係）

１　保証債務

一般顧客の住宅購入民間ローン債務につき、融資元金融機関の債権保全抵当権設定登記完了までの期間、当社が融資元金融機関に負う連帯保証債務

	前連結会計年度 （平成25年３月31日）		当第２四半期連結会計期間 （平成25年９月30日）	
一般顧客	3名	109,800千円	1名	29,700千円

（四半期連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
給料及び賃金	144,051千円	199,246千円
広告宣伝費	167,591 〃	185,987 〃
賞与引当金繰入額	11,048 〃	35,035 〃
退職給付費用	12,304 〃	13,145 〃
役員退職慰労引当金繰入額	5,500 〃	9,871 〃
減価償却費	2,406 〃	15,958 〃

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
現金及び預金	1,087,812千円	2,759,381千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－ 〃	△6,000 〃
現金及び現金同等物	1,087,812 〃	2,753,381 〃

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年９月30日）

１．配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年６月28日定時株主総会	普通株式	66,133	1.00	平成24年３月31日	平成24年６月29日	利益剰余金

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

１．配当金支払額

（決　議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月26日定時株主総会	普通株式	66,132	1.00	平成25年３月31日	平成25年６月27日	利益剰余金

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、平成25年８月１日付で、株式会社プロスペクトを株式交換により子会社といたしました。この結果、当第２四半期連結累計期間において資本金が917,682千円、資本剰余金が776,047千円増加し、当第２四半期連結会計期間末において資本金が2,057,682千円、資本剰余金が3,324,003千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間（自　平成24年４月１日　至　平成24年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	不動産販売事業 マンション 分譲	不動産販売事業 土地建物	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,227,578	－	4,227,578	17,133	4,244,711
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	4,227,578	－	4,227,578	17,133	4,244,711
セグメント利益	69,572	－	69,572	11,689	81,261

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業およびその他の附帯事業を含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	69,572
「その他」の区分の利益	11,689
全社費用（注）	△201,660
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△120,399

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					その他（注）	合計
	不動産販売事業 マンション分譲	不動産販売事業 土地建物	不動産販売事業 注文住宅	アセットマネジメント事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	2,635,007	－	977,599	－	3,612,606	16,884	3,629,491
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－	－
計	2,635,007	－	977,599	－	3,612,606	16,884	3,629,491
セグメント利益	67,413	－	42,107	－	109,521	9,342	118,864

（注）　「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業およびその他の附帯事業を含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	109,521
「その他」の区分の利益	9,342
のれんの償却額	△22,065
全社費用（注）	△214,763
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△117,964

（注）　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．報告セグメントの変更等に関する事項

（報告セグメントの追加）

当第２四半期連結会計期間において、株式会社プロスペクトを連結子会社としたことに伴い、報告セグメント「アセットマネジメント事業」を新たに追加しております。

４．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

「その他」セグメントにおいて、賃貸マンションについて減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第２四半期連結累計期間においては5,436千円であります。

（のれんの金額の重要な変動）

「アセットマネジメント事業」セグメントにおいて、当第２四半期連結会計期間に子会社を取得したことにより、のれんの金額に重要な変動が生じております。

なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第２四半期連結累計期間においては1,451,219千円であります。

（企業結合等関係）

当第２四半期連結会計期間（自　平成25年７月１日　至　平成25年９月30日）

取得による企業結合

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社プロスペクトおよびその子会社

事業の内容　　日本株式調査業務、不動産投資助言代理業務、および不動産投資事業

（２）企業結合を行った主な理由

当社は従前より当社既存事業とシナジーのある事業への進出・多角化の機会を模索して参りました。この多角化戦略の端緒として、平成24年11月30日、高性能木造・二世帯住宅に特化したハウス・ビルダーであります株式会社ササキハウスの全株式を取得して子会社化することにより不動産周辺事業における収益チャネルの多角化を実施いたしたところですが、本株式交換はこれに続く多角化戦略の一環となります。

当社及び株式会社プロスペクト（以下「KKP」といいます。）は、平成23年３月より共同事業を展開、その中で互いのシナジーを認識し合い、本年４月より本株式交換の検討を開始、そして平成25年５月29日、本株式交換契約を締結することとなりました。

本株式交換の対象会社であるKKPは、不動産私募ファンド業務及び上場株式・J-REIT 等を対象とするファンドの組成・運用・管理業務に従事しており、また、過去に子会社の資産運用会社を通じてJ-REITのプロスペクト・リート投資法人に関与していた経験から、不動産運用及び投資顧問、ならびに証券投資顧問における充分な実績及びノウハウを有しております。

本株式交換後、当社は、引き続きマンション分譲事業をコア事業とし、子会社である株式会社ササキハウスによる不動産販売事業（注文住宅）に、不動産及び有価証券の運用事業を加えて、当社の収益チャネルをさらに多角化することを目指します。そして、従来の個人向けマンション販売に加えて当社が建設したマンションの情報をKKPが保有するネットワークに対しても積極的に提供を行って売却機会を増大させる等、当社の販売チャネルの多角化も企図しております。

また、株式交換後、KKPは、東京証券取引所第２部上場企業である当社の信用力を背景とした資金調達力の強化、優良投資案件獲得機会の増加、といった効果を見込んでおります。

上記のとおり、当社は収益チャネル及び販売チャネルの多角化による収益の安定、それに伴う資金調達力の強化を、KKPは当社グループの一員となることに伴う資金調達力強化及び優良投資案件獲得機会の増加をそれぞれ図ることによって、当社グループ一体として財務体質、収益力を強化するものと判断し、株式の取得を決定いたしました。

（３）企業結合日

平成25年８月１日

（４）企業結合の法的形式

株式交換

（５）結合後企業の名称

変更ありません。

（６）取得した議決権比率

100%

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が株式交換により、株式会社プロスペクトの議決権の100%を取得したためであります。

２．四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

該当事項はありません。

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	1,785,587千円
	企業結合日の新株予約権の時価	202,844 〃
取得に要した費用	アドバイザリー費用等	68,280 〃
取得原価		2,056,712 〃

４．株式の種類別の交換比率及びその算定方法ならびに交付した株式数

（１）株式の種類別の交換比率

株式会社プロスペクトの普通株式１株に対し当社の普通株式710.77株を割当て交付いたしました。

（２）株式交換比率の算定方法

当社及び株式会社プロスペクトは本株式交換にあたって公正性・妥当性を期すために、両社から独立した第三者機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は株式会社クロスポイント・アドバイザーズを、株式会社プロスペクトは岡田公認会計士事務所を第三者算定機関に選定いたしました。

株式会社クロスポイント・アドバイザーズは、上場会社である当社については、市場株価法、類似会社比較法、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）による算定を、株式会社プロスペクトについては、上場類似会社の業績予想数値が得られない、もしくは、業績予想数値から算出されるマルチプルが異常値となってしまうことから類似会社比較法は採用せず、DCF 法に純資産法を加味し算定を行いました。

（３）交付した株式数

普通株式　33,066,431株（うち、新株の発行による交付数　32,199,393株）

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（１）発生したのれんの金額

1,451,219千円

（２）発生原因

主として被取得企業の今後の事業展開において期待される超過収益力であります。

（３）償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第２四半期連結累計期間 （自　平成24年４月１日 至　平成24年９月30日）	当第２四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年９月30日）
１株当たり四半期純損失金額（△）	△3円17銭	△1円67銭
（算定上の基礎）		
四半期純損失金額（△）（千円）	△209,620	△128,838
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純損失金額（△）（千円）	△209,620	△128,838
普通株式の期中平均株式数（株）	66,133,319	77,154,742
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	第１回新株予約権 （普通株式9,220,222株） 第１回無担保転換社債型新株予約権付社債 （券面総額615,000千円） なお、概要は「第３　提出会社の状況　１　株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（注）　前第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在せず、また、１株当たり四半期純損失金額であるため、当第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

（重要な後発事象）

新株予約権の発行

平成25年10月18日開催の当社取締役会において、第２回新株予約権の発行を決議しております。

１．株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容

（１）付与対象者の区分及び人数

当社取締役：　２名

当社社外取締役：　１名

当社監査役：　３名

当社従業員（当社執行役員含む）：51名

（２）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　9,600,000株

新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式１株とする。

（３）新株予約権の行使時の払込金額

１株当たり60円

（４）新株予約権の割当日

平成25年10月18日

（５）新株予約権の行使期間

自：平成27年10月19日

至：平成35年10月18日

（６）新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

（７）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位、当社の監査役の地位または当社の従業員（当社執行役員を含む。）の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役または監査役の任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

②その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月13日

株式会社グローベルス
　取締役会　御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 業務執行社員	公認会計士	阿部　海輔	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	髙橋　克幸	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グローベルスの平成25年４月１日から平成26年３月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成25年７月１日から平成25年９月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成25年４月１日から平成25年９月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グローベルス及び連結子会社の平成25年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年10月18日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。